

受理官庁 CA	カナダ知的所有権庁	附属書 C CA
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	カナダ	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語又はフランス語 <sup>1</sup>	
配列リストにおける言語依存フリー テキストのために認められる言語	英語又はフランス語；又はその両方	
願書の提出に用いることができる言語	英語又はフランス語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を 認めるか？ <sup>2, 3, 4</sup>	認める。受理官庁はe PCT出願による電子出願を認める <sup>5</sup> 。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)？	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な 注意」の両方の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	カナダ知的所有権庁	
管轄国際予備審査機関	カナダ知的所有権庁	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：カナダ・ドル (CAD)	
送付手数料	CAD 315.77	
国際出願手数料	CAD 1,849 (1,956) <sup>6</sup>	
30枚を超える1枚ごとの手数料	CAD 21 (22) <sup>6</sup>	
減額（手数料表第4項に基づく）：		
電子出願 （文字コード形式による願書）	CAD 278 (294) <sup>6</sup>	
電子出願 （文字コード形式による願書， 明細書，請求の範囲及び要約）	CAD 417 (441) <sup>6</sup>	
調査手数料	附属書D (CA) 参照	
優先権書類の手数料	CAD 35 に1頁につき CAD 1.00 を加えた額	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	なし	

[次頁に続く]

- 1 配列リストに含まれるテキストを英語又はフランス語以外の言語で提出する必要はない。
- 2 関連する受理官庁の通告については、2015年1月29日付公示（PCT公報）19頁以降参照。
- 3 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 4 国際出願に明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちWIPO標準ST.26 XMLフォーマットに準拠したものを提出すべきである。このフォーマットで配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。
- 5 受理官庁は2段階の出願処理を行う。次を参照されたい。  
[www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr01355.html](http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr01355.html)
- 6 括弧内の額は2023年6月1日から適用される。

C A

カナダ知的所有権庁 (続き)

C A

受理官庁は代理人を要求するか？	不 要
誰が代理人として行為できるか？	特許代理人免許を保持する個人，又は特許代理人・商標代理人 大学校が発行する訓練中特許代理人免許を保持する個人 <sup>7</sup>
委任状の提出要件の放棄	
受理官庁は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	している <sup>8</sup>
別個の委任状が要求される特別の状況	代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書に記載されていなかった者が出願後に行為をした時，又は代理人若しくは共通の代表者が出願人を代理して行為する権能を有しているか明らかでない時
受理官庁は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	している <sup>8</sup>
包括委任状の写しが要求される特別の状況	代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書に記載されていなかった者が出願後に行為をした時，又は代理人若しくは共通の代表者が出願人を代理して行為する権能を有しているか明らかでない時

7 出願人は自身の出願に関して代理する同一事務所に勤務するすべての特許代理人を選任することができる。

8 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照），委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。